

# 指導監査改善指導事項改善報告書

法人名 社会福祉法人茨木市社会福祉協議会

項目	指導内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定期	改善方法
【本部会計関係】	<p><u>1 出納事務について</u> 収納した金銭の金融機関への預け入れについて、経理規程に規定する期間を超過しての預け入れが見受けられるため、是正すること。</p> <p><u>2 寄附物品について</u> 受領した寄附物品（タント・エスティマ）について、取得時の時価により評価した結果、10万円未満となるものについては固定資産に含めないので、固定資産台帳から削除し、適正な科目に費用処理すること。</p>	令和7年2月 25日 改善予定	経理規程の期間に関する規程について「金庫等確実な方法で保管する場合において」金融機関に預け入れなければならない期間を「受入後7営業日以内」とすると改正します。

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。